



税金

10月の納税

10月の納税は下表のとおりです。

今回の口座振替は、9月22日までに金融機関で手続きをした人が対象となります。ただし、口座振替依頼書の開始月を「平成20年11月分より」としている人を除きます。納期限の日に指定口座から振替させていただきますので、預金残高の確認をお願いします。

▽納期限(口座振替日)：10月31日(金)

税(料)目	問い合わせ
市民税・県民税(普通徴収)【第3期】	税務課収税係 (TEL)210215)
国民健康保険税(普通徴収)【第4期】	
介護保険料(普通徴収)【第4期】	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)【第4期】	保険課健康保険係 (TEL)210258)

「お詫びと訂正」

先月号の「10月お知らせ版カレンダー・31日欄」に、「市民税・県民税(普通徴収)第3期」の記載が漏れていました。お詫びして訂正します。

税を考える週間

11月11日(火)から17日(月)は「税を考える週間」です。

税務署は、税の仕組みや使い道、暮らしに役立つ身近な税の知識などを理解していただくため、次のとおり「租税作品展」を開催します。

会場には、分かりやすい税のパンフレットを用意していますので、気軽にご来場ください。

▽期間：11月8日(土)～17日(月)
 ▽会場：イズミゆめタウン高梁店ゆめ広場
 ※申告や納税には、e-TAX(電子申告納税システム)をご利用ください。
 ■問い合わせ 高梁税務署総務課 (TEL)225446)

国民年金

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成20年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際は、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された人は、来年2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書を添付して申告してください。

■問い合わせ 市民課年金係 (TEL)210253)
 岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL)210572)

源泉所得税の年末調整説明会

税務署は、平成20年分の年末調整の手続きや法定調書の提出方法について、説明会を開催します。

なお、対象によって開催日時や会場が異なりますので、ご注意ください。

■問い合わせ 高梁税務署調査部門 (TEL)225446)

開催日時	対象者	会場
11/17(月)	10:00～11:30 高梁地域の法人	文化交流館
	13:30～15:00 高梁・有漢地域の個人および有漢地域の法人	
11/18(火)	13:30～15:00 成羽・川上・備中地域の個人および法人	成羽総合福祉センター

文化/施設情報

歴史美術館 (TEL 210180) 休館日 毎週火曜日

歴史美術館収蔵品展

八重籬神社のたからもの展

備中松山藩主であった板倉家の始祖・板倉勝重、二代・重宗を祭神とした八重籬神社(川端町)に伝来し、市に寄贈された備中松山藩ゆかりの宝物、古文書約50点を一堂に公開します。

会期：10月25日(土)～11月30日(日)

時間：午前9時～午後5時

入館料：大人300円、小中学生150円

総合文化会館 (TEL 21040) 休館日 毎週火曜日

春風亭小朝独演会

日時：12月6日(土)
午後6時開演
(午後5時30分開場)

入場料：S席4,000円、
A席3,000円
(当日は各500円増)

※6歳未満の入場はご遠慮ください。



成羽町美術館 (TEL 24455) 休館日 毎週月曜日

美術館に行こう!

ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方

会期：11月30日(日)まで

時間：午前9時30分～午後5時

入館料：一般800円、
高校・大学生・65歳以上600円、
小中学生200円
※20人以上団体は2割引

<関連イベント> ブルーナ絵本の読み聞かせ会

日時：10月29日(水)、11月19日(水)
各日午後2時から(30分程度)

参加費：無料(要観覧券)

高梁市文化協会 「シルバー展」

▷会期 10月31日(金)まで開催中
▷場所 備中高梁駅ふれあい連絡路

■問い合わせ 同協会 難波澄子さん (TEL 23484)

生活

10月は土地月間です

一定面積以上の土地を売買等の取引で取得した場合、国土利用計画法により、知事への届出が必要です。

届出をしなかった場合は、法律により罰せられることもありますので、必ず届出を行ってください。

▽届出が必要な面積：①市街化区域を除く都市計画区域(5000㎡以上) ②都市計画区域以外の区域(1万㎡以上)

▽届出期間：売買等の契約を結んだ日から2週間以内

▽届出先：土地の所在する市役所、または町村役場

※届出用紙は市役所、または町村役場、各県民局にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL 210208)

木造住宅の耐震診断を補助します

市は、木造住宅の耐震診断費用を助成します。

この制度は、県に登録された木造住宅耐震診断員が、申請のあった木造住宅の地震に対する安全性の評価等を行い、その診断費用の一部を助成するものです。

都市整備課に備えてある所

定の申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

▽補助対象となる建物：次の要件すべてに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅は、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの)
- ②構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの

・丸太組工法

・「建築基準法の一部を改正する法律」第3条の規定による改正前の「建築基準法」第38条の規定に基づく認定工法(特殊の材料または構造方法)

③2階建て以下のもの

▽補助金額：耐震診断費用1棟当たり4万2000円のうち2万8000円

■問い合わせ・申請先 都市整備課住宅係 (TEL 210237)